

# 宝塚第一小学校区まちづくり協議会会則

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は、宝塚第一小学校区まちづくり協議会と称する。

### (構 成)

第2条 本会は、宝塚第一小学校区内住民及び校区内に関わる者並びに自治会・管理組合及び各種団体によって構成する。

### (事務所)

第3条 本会の事務所は一小宝梅ハウス（〒665-0013 宝塚市宝梅1丁目12-43）とする。

### (目 的)

第4条 本会は、住民が主体となって、自治会・管理組合及び各種団体や行政と協働、連携して「住民が住み続けたいまちづくり」を推進することを目的とする。

### (活 動)

第5条 本会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 防災、防犯、交通安全、道路整備などに関する活動
- (2) ネットワークや拠点づくりなど、福祉に関する活動
- (3) 地域で育む子育て支援、青少年の健全育成などに関する活動
- (4) 自然豊かで良好な生活環境の保持などに関する活動
- (5) イベントなどの場を通じて地域の交流を図る活動
- (6) 活動拠点を管理運営する活動
- (7) 広報紙などを発行して校区住民に周知する活動
- (8) その他、第4条の目的を達成するために必要な活動

## 第2章 組 織

### (執行機関)

第6条 役員会及び部会・委員会を執行機関とする。

### (部会・委員会)

第7条 第5条に規定する活動を行うため次の部会・委員会を置く。

- (1) 安全部会
- (2) 福祉部会
- (3) 子育て部会
- (4) 環境部会

- (5) 地域交流部会
  - (6) 一小宝梅ハウス運営・運用委員会
  - (7) 広報委員会
- 2 前項に掲げるもののほか、必要な部会は常任評議会で決定し置くことができる。
  - 3 部会は、住民、自治会・管理組合及び各種団体と協働、連携して活動を推進する。
  - 4 各部会には正副部会長及び広報、会計担当を置く。

#### (部会連絡会議)

- 第8条 部会連絡会議は、各部会の正副部会長によって構成され、必要に応じ随時開催し、各部会間の調整と連携を図る。
- 2 部会連絡会議の開催召集は議題の提案者が行う。

#### (広報委員会)

- 第9条 広報委員会は、広報委員長、各部会・一小宝梅ハウス運用委員会広報担当委員、常任評議会広報担当委員で構成するが、必要に応じて委員を募ることができる。
- 2 広報委員会は次の活動を行う。
    - (1) 広報紙などを発行し、執行・議決両機関の活動内容、予定、報告事項を住民に知らせる。
    - (2) その他、広報、情報に関する必要な活動を行う。

#### (広場円卓会議)

- 第10条 第5条に規定する活動の現状及び課題などに関する情報を交換するため、本会、自治会、管理組合、学校(園)、市、社会福祉協議会、民生児童委員、各種団体等で構成する広場円卓会議を必要に応じて開催する。
- 2 広場円卓会議の議長は本会会長とする。

#### (役員)

- 第11条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長(1名)
  - (2) 副会長(若干名)
  - (3) 会計(2名)
  - (4) 書記(2名)
  - (5) 広報委員長(1名)
  - (6) 一小宝梅ハウス館長(1名)
  - (7) 各部会長(部会数)
  - (8) 会計監査(2名)
- 2 役員を選任方法は別に定める。

#### (役員の仕事)

- 第12条 役員の仕事は次のとおりとする。
- (1) 会長-本会を代表し、会務を総括する。
  - (2) 副会長-会長を補佐し、会長の事故あるときは筆頭副会長が職務を代行する。

- (3) 会計-会計事務を処理する。
- (4) 書記-議事を記録し保管する。
- (5) 広報委員長-広報委員を代表し、広報活動を取りまとめる。
- (6) 一小宝梅ハウス館長-一小宝梅ハウスの管理・運営を総括する。
- (7) 部会長-部会を代表し、部会活動を取りまとめる。
- (8) 会計監査-会計処理を監査する。

#### (役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再選は妨げないが会長は通期で4年を限度とする。

- 2 欠員により選出された役員任期は前任者の残任期間とし、前項の通期年数には前任者の任期は含まない。

#### (役員会)

第14条 役員会は第11条の役員で構成する。

- 2 役員会は、本会の運営を担当する。役員会は1箇月ごとに定例会を開催する。ただし、会長は必要に応じて臨時役員会を招集することができる。
- 3 役員会は 役員過半数（委任状を含む）の出席をもって成立する。
- 4 役員会は 次の事項を審議決定する。
  - (1) 総会議案
  - (2) 事業運営活動を進める上で重要な案件

#### (役員会の業務)

第15条 役員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 事業全般の重要事項を審議決定し、遂行する。
- (2) 事業報告、決算報告、事業計画案、予算案を作成し、常任評議会の審議を経て、総会で承認を得る。
- (3) 本会会長を含む役員案を提出し、常任評議会の審議を経て、総会で承認を得る。
- (4) 常任評議会に出席し、議案の説明及び日常活動の報告を行う。
- (5) その他、役員活動のために必要と認めた事項。

#### (議決機関)

第16条 総会・評議委員会・常任評議会を議決機関とする。

#### (評議委員会)

第17条 評議委員会は、自治会、管理組合及び学校(園)の代表又は代表に推薦された者

(以下「評議委員」という)で構成する。

- 2 構成団体及び委員数は別表1から別表3に定める。
- 3 評議委員の定数は上限を60人とし、1団体につき1名を原則とする。ただし、自治会は規模によって複数代表とすることができる。
- 4 評議委員会は常任評議会議長が必要に応じて招集する。なお 評議委員会の議長は委員の互選により選任する。

(常任評議会)

第18条 常任評議会は、評議委員会において評議委員の中から選任された者で構成し、常設の議決機関として本会会長の要請により開催する。ただし、常任評議会委員の

過半数の要請があれば開催しなければならない。

2 常任評議会は、次の事項を評議決定する。

(1) 総会議案

(2) 役員会で審議された運営上重要な案件。

(3) その他、本会会長の要請による案件。

3 常任評議会議長、副議長及び会計、書記、広報担当は委員の互選により選任する。

4 常任評議会の定数は、上限を21人とする。

5 常任評議会委員の任期は1年とする。再選は妨げないが、議長は通期で4年を限度とする。

欠員により補充された委員の任期は前任者の残任期間とし、通期年数には前任者の任期は含まない。

6 常任評議会は構成員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立する。

7 議決は出席者(委任状を含む)の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

(総会)

第19条 総会は本会の最高議決機関とする。

2 常任評議会議長は年1回定期総会を招集しなければならない。

また、常任評議会議長が必要と認めたとき、又は評議委員の1/2以上若しくは本会会長の要請があったときは臨時総会を開催しなければならない。

3 総会は評議委員、役員、各部会副部会長で構成する。

4 総会は構成員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立する。

5 議決は出席者(委任状を含む)の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

6 会議は原則、公開とする。

(総会における審議)

第20条 定期総会では次の事項を審議する。

(1) 事業報告・決算報告、事業計画案・予算案の承認

(2) 役員承認

(3) 常任評議会委員承認

(4) その他重要議案

(総会議事録)

第21条 総会の議事については 日時・場所、構成員数・出席者数(含む委任者数)、審議事項審議結果等を記載した議事録を作成し、議長及び選任された議事録署名人が署名捺印する。

### 第3章 会計

(会計年度)

第22条 会計年度は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(活動経費)

第23条 本会の活動は次の収入をもって充てる。

- (1) 宝塚市、兵庫県等の助成金、補助金等
- (2) 宝塚市社会福祉協議会の助成金、補助金等
- (3) 自主事業による収益金
- (4) 協賛金、寄付金
- (5) その他の収入

### 第4章 会則の変更等

(会則)

第24条 本会の会則は 総会出席者（委任状を含む）の過半数の賛成によって改正、廃止することができる。

(委任)

第25条 本会の会則に定めのない事項は内規として、常任評議会に諮られ、出席者（委任状を含む）の過半数の承認をもって制定・改廃することができる。

付則

1 この会則は、平成18年2月5日から施行する。

付則

1 この会則は、平成18年5月13日から施行する。

付則

1 この会則は、平成20年6月7日から施行する。

付則

1 この会則は、平成22年5月9日から施行する。

付則

1 この会則は、平成23年5月8日から施行する

付則

1 この会則は、平成29年5月14日から施行する。

別表 1 (第17条関係)

自治会名		
	自治会名	定数
1	アジュール宝塚南口自治会	1
2	クレアシティ宝塚南口自治会	1
3	ザ・宝塚タワー自治会	1
4	逆瀬川自治会	1
5	寿楽荘自治会	2
6	新寿楽荘自治会	1
7	ダイアパレス宝塚月見山自治会	1
8	宝塚自治会	1
9	宝塚南口自治会	2
10	長寿ガ丘自治会	1
11	月見台自治会	1
12	月見山自治会	1
13	月見山2丁目自治会	1
14	デ・リード宝塚リバービュー自治会	1
15	中州自治会	2
16	中州1丁目自治会	1
17	中州園自治会	1
18	西逆瀬川自治会	1
19	野上1丁目自治会	1
20	宝松苑自治会	1
21	宝南自治会	1
22	宝南第一自治会	1
23	宝梅自治会	1
24	武庫山自治会	2
25	武庫山1丁目自治会	1
26	メロディハイム宝塚自治会	1
27	紅葉ヶ丘自治会	1
	27自治会	31

他校区にまたがる自治会は校区内世帯を対象とする。(逆瀬川、宝南、宝梅の3自治会)

別表 2 (第17条関係)

管理組合名		
	管理組合名	定数
1	アズ・マリオン・レーソル	1
2	イーピア逆瀬川ガーデンフラッツ	1
3	ヴィローゼ宝塚南口	1
4	グランプレイズ宝塚南口	1
5	コスモ宝塚武庫山	1
6	コズモヒルズ宝塚武庫山	1
7	サンビオラ1番館	1
8	宝塚パインクレスト	1
9	宝塚南口アーバンライフ	1
10	藤和宝塚ホームズ・ヴィオレ	1
11	藤和宝塚武庫山ホームズ	1
12	藤和ライブタウン宝塚	1
13	ヌーヴェル・ヴァーグ宝塚	1
14	ルモン宝塚南口	1
	14管理組合	14

別表 3 (第17条関係)

学校(園)		
	学校(園)名	定数
1	宝塚第一小学校	1
2	宝梅中学校	1
3	光ガ丘中学校	1
4	甲子園大学	1
5	宝塚武庫山幼稚園	1
6	宝塚南口幼稚園	1
	6学校(園)	6